

診療報酬の支払早期化について

平成22年9月8日

厚生労働省保険局総務課

レセプト電子化の経緯

○ 前政権の方針 レセプト電子化の完全義務化

平成21年度補正予算で電子レセプトに対応したレセコンを導入した医療機関へ補助。

○ 民主党政策集 INDEX2009 医療政策(要約)

レセプトのオンライン請求を「完全義務化」から「原則化」に改める。
国による財政負担や診療報酬上の十分なインセンティブを設ける。

○ 平成21年11月 請求省令の改正

レセプト請求の完全オンライン化を原則化に改めるとともに、例外措置を定める。

【例外措置】

- ・ 光ディスク等の電子媒体による請求でも可。
- ・ 電子化が困難な診療所等(レセプトを手書きで作成している、医師が高齢など)については紙レセプトで可。
- ・ 電子レセプトに対応していないレセコンを使用している診療所等については、次回更新時期まで猶予(最大で平成26年度末まで)。

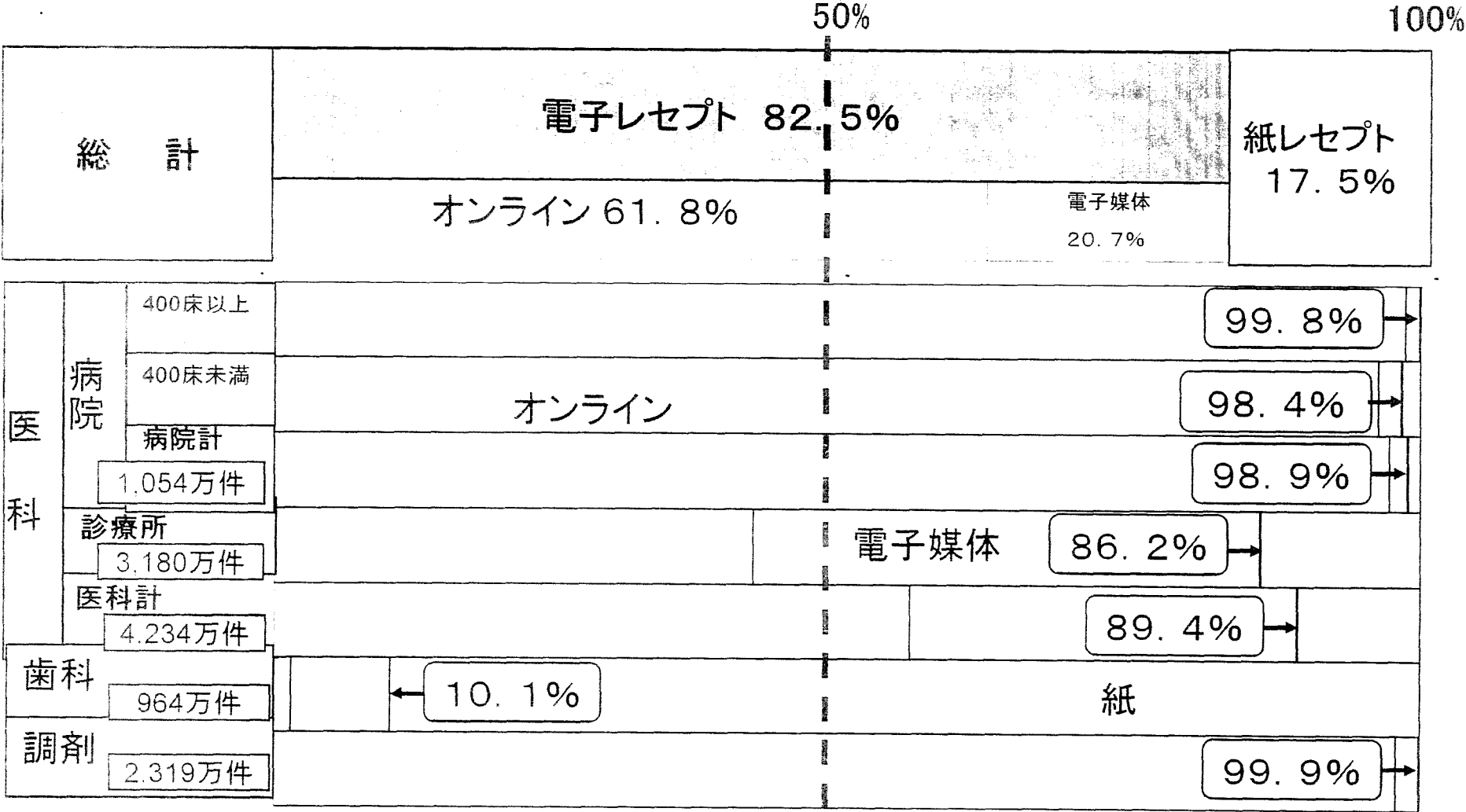
○ レセプト電子化のインセンティブ

平成22年度診療報酬改定において、レセプト電子請求を行い、明細書を無料で発行する診療所に対する再診料加算を実施。

今後、電子レセプトを提出する医療機関に対する診療報酬の支払を早期化することを検討。

電子レセプト請求普及状況(件数ベース)【平成22年7月請求分】

普及率



支払早期化のイメージ

- 被用者保険の場合は診療翌々月の21日、国保の場合は診療翌々月の25～月末日の支払いとなっていたところ、診療翌々月15日の支払いに早期化。

<平成23年4月診療分の例>

5/10	被用者保険 6/10 (現行)	国保 6/10頃 (現行)
	被用者保険 6/5 (電子レセプト)	国保 6/7 (電子レセプト)
被用者保険 6/21 (現行)	被用者保険 6/20 (現行)	国保 6/15~28 (現行)
6/15 (電子レセプト)	被用者保険 6/14 (電子レセプト)	国保 6/11 (電子レセプト)

実施にあたっての留意事項

保険者側

- 早期化に伴う保険者の資金繰り
- システム改修の必要性

※ 保険者については、医療機関の電子レセ導入の取組により、審査支払手数料が軽減。

- 電子レセのみ早期化することにより、審査支払機関への納入が毎月2回となることによる追加費用や事務コストが発生。

審査支払機関側

- 前ページの請求日・支払日の実現については、審査日数を確保した上で、審査支払機関におけるシステム改修（約半年を要する見込み）、業務フローの見直しを行う必要。
- 電子レセのみ早期化することにより、請求・支払が毎月2回となることによる追加費用や事務コストが発生。

- 公費負担医療に係る支払いも同様に早期化
（概算払いも活用しつつ早期化する方向で、担当部局と調整中。）